

風しんの追加的対策に係る Q&A (第 2 回)

本年4月から、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性を対象に、風しんの追加的対策が実施されています。

本Q&Aでは、医療機関等や市町村からの問い合わせが多い事例について掲載します。

事例 1

【質問】10月から消費税率が変わりますが、抗体検査や予防接種の費用にかかる消費税は、いつの時点で計算するのでしょうか。

【回答】抗体検査および予防接種を「受けた日」の消費税率で計算してください。

事例 2

【質問】同一の市区町村で、消費税率が異なる受診票や予診票があります。

市区町村別請求書は1枚にまとめて良いのでしょうか。

【回答】同一の市区町村であっても、消費税率ごとに市区町村別請求書を作成してください。

(市区町村別請求書の右下に消費税率を記載する箇所があります)

事例 3

【質問】消費税を計算する際の1円未満の端数は、どのように処理すれば良いのでしょうか。

また、受診票等が複数ある場合は、どのように処理すれば良いのでしょうか。

【回答】1円未満の端数は切り捨てで算出してください。また、受診票等が複数ある場合は、1件ごとに税込金額を算出のうえ、合計金額を算出してください。

<参考>

「医療機関・健診機関向け手引き(第3版)2019年7月10日改正」の33ページに記載。

※手引きが更新された場合は、ページ数が変わる可能性があります。

▼掲載箇所【厚生労働省ホームページ】

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/000116890_00003.html

お問い合わせ先 総務企画課 企画・事業係

TEL 0985-25-5321 / FAX 0985-83-3359

E-mail: kikaku@kokuhoren-miyazaki.or.jp